



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 告示

568	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課).....	1
569	クリーニング師の研修の指定	(食品・生活衛生課).....	2
570	クリーニング所の業務従事者講習の指定	( " ).....	2
571	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	2
572	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	3
573	保安林予定森林	( " ).....	3
574	保安林の指定施業要件変更予定	( " ).....	4
575	林業種苗生産事業者の登録	( " ).....	4
576	公共測量の実施	(技術調査課).....	4

### ○ 選挙管理委員会告示

*48	平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第13号(選挙運動に従事する者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額)の一部改正	.....	5
*49	参議院議員選挙執行規程(平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第38号)の一部改正	.....	5
*50	衆議院議員選挙執行規程(平成8年和歌山県選挙管理委員会告示第9号)の一部改正	.....	5

### ○ 公告

軽油引取税免税証の無効	(税務課).....	5
-------------	------------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第568号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成28年7月11日まで縦覧に供する。

平成28年5月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 申請年月日

平成28年5月11日

#### 2 名称

特定非営利活動法人ANFUTURE

#### 3 代表者の氏名

谷口弘

#### 4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市鮎川597-6

#### 5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県民や野球を愛する人たちに対して、野球を通じた各種事業を行うことで、野球の振興、地域の活性化及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第569号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修（第1型研修）を次のとおり指定した。

平成28年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
 (2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

## 2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所
平成28年8月7日（日）	和歌山ビッグ愛（和歌山市手平二丁目1-2）

## 3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

## 和歌山県告示第570号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3に規定するクリーニング所の業務従事者講習（第2型講習）を次のとおり指定した。

平成28年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 主催者の名称及び住所

- (1) 名称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
 (2) 住所 東京都港区新橋六丁目8番2号

## 2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日

- (1) 講習受付期間 平成28年6月15日（水）から同年7月15日（金）まで  
 (2) レポート提出締切年月日 平成28年8月19日（金）

## 3 受講料

クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

## 和歌山県告示第571号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年5月11日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年6月6日まで縦覧に供する。

平成28年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第13号-1	和歌山市平尾字奈良原24-1外5筆

平成28年度第13号-2	和歌山市永穂字辻ノ本336-1外1筆
平成28年度第13号-3	和歌山市下三毛字前嶋289-1外10筆

## 和歌山県告示第572号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町皆瀬川字大山谷589から594まで、595の1、596から601まで

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第573号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市西大谷字本田垣内224、224の1、225、225の1、226、字岩谷230、244の1、245の1、245の2、字竹ノ裕251、252の1、252の2、253の1、253の3、254、255、255の1、256、256の1、257の1、257の2、258の1から258の3まで、261、265の1から265の3まで、266、266の1、266の2、267、268、字中村垣内269、270の1、270の2、271、271の1、272の1、273、273の1、273の2、274の1、277、279から284まで、286から291まで、292の1、292の2、294、295、295の1、296から298まで、298の1から298の3まで、299、299の1、300、302、305の1、306、307の1、307の2、307の4から307の6まで、字堂免357、357の1、358、358の1、359、360の3、361から364まで、364の1、366、366の1、367、368、368の1、371、372、372の1、373、374、374の1、375の1、375の2、377、378、380の4、381、381の1から381の3まで、382、383、386、387、388の1、388の2、389、390、390の1、391から393まで、393の1、407（次の図に示す部分に限る。）、字庵ノ谷410、411、411の1、412、412の1、413、413の1、413の2、414、414の1、415、415の1、415の2、416、421、450の6、456、457、457の1、457の2、458、458の1、459から461まで、字地下垣内462、462の1、463、463の1、464から466まで、466の1、467、468（次の図に示す部分に限る。）、469、469の1、471、472、472の1、473、474、481、493、493の1、494から496まで、496の1、497、498の1、501、501の1、501の2、502、503の1、504、505、509の2、字峯垣内607（次の図に示す部分に限る。）、608から610まで、611の1、612の1・612の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、612の3、613、613の1、613の2、614から616まで、617の1（次の図に示す部分に限る。）、618、619、61

9の1、619の2、620、621、623の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第574号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第575号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成28年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
			種 穂		苗 木			
	氏名又は名称	住 所	採 種	精 選	幼苗の育成	幼苗以外の苗木の育成	名 称	所 在 地
5250	マルカ林業株式会社	有田郡有田川町清水1913	○	○	○	○	マルカ林業株式会社清水本社	有田郡有田川町清水1913

**和歌山県告示第576号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づきみなべ町長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量、写真地図作成）
- 2 作業期間 平成28年4月28日から平成29年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡みなべ町全域

## 選挙管理委員会告示

### 和歌山県選挙管理委員会告示第48号

平成7年和歌山県選挙管理委員会告示第13号（選挙運動に従事する者及び労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額）の一部を次のように改正する。

平成28年5月24日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

第4項第2号中「及び専ら手話通訳」を「、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）」に改める。

### 和歌山県選挙管理委員会告示第49号

参議院議員選挙執行規程（平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第38号）の一部を次のように改正する。

平成28年5月24日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

第24条第1項及び第25条第1項中「第169条第5項」を「第169条第6項」に改める。

第29条第2項中「不在者投票における氏名等掲示」を「期日前投票又は不在者投票における氏名等掲示」に改める。

第31条第1項中「不在者投票における氏名等掲示」を「期日前投票又は不在者投票における氏名等掲示」に、「同条第9項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

### 和歌山県選挙管理委員会告示第50号

衆議院議員選挙執行規程（平成8年和歌山県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

平成28年5月24日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

第26条第1項及び第27条第1項中「第169条第5項」を「第169条第6項」に改める。

第30条第2項及び第31条第1項中「不在者投票における氏名等掲示」を「期日前投票又は不在者投票における氏名等掲示」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

## 公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成28年4月28日以降無効とする。

平成28年5月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免税証の種類	業種	記号番号	枚数	有効期限	交付した事務所	紛失年月日
200リットル券	林業	8593186 ゝ 8593215	30枚	平成28年2月22日から 同年8月21日まで	紀南県税事務所	平成28年4月28日
200リットル券	林業	8593220 ゝ 8593245	26枚	平成28年2月22日から 同年8月21日まで	紀南県税事務所	平成28年4月28日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。